

給与支払報告書  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

(宛先) 防府市長  令和 年 月 日提出	給与特別徴収義務者	所在地											特別徴収義務者 指定番号					
		フリガナ											担 連 当 者 先	所属				
		氏名又は名称												氏名				
		個人番号 又は法人番号																電話

  

給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名																
	生年月日	T・S・H	年	月	日												
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日 現在の住所																
	異動後の住所																

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号											(新規)	法人番号											新しい勤務先へは、月割額 _____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地											担 当 者 連 絡 先	所 属											
	フリガナ												氏 名											
	氏名又は名称												電 話											

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	月	日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

- ・退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに必ず提出してください。
  - ・1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、必ず一括徴収してください。
  - ・記載にあたっては、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例(P10~13)」を御覧ください。
  - ・外国人の方が年度途中に出国する場合、一括徴収してください。一括徴収が困難な場合は納税管理人の届け出をお願いします。
- 【特別徴収納期限】  
◎特別徴収税額の納期限は翌月10日(土・日・祝日の場合はその翌営業日)です。

※市町村記入欄